

危険な老朽空き家等の 解体費、補助します

補助額最大 80万円

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金

空き家の管理は所有者にその責務がありますが、危険な老朽空き家等が市民生活に影響を及ぼすことに鑑み、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的に、除却（解体）に要する費用の一部を補助します。

対象空き家等

次の①～⑤すべてに当てはまる
空き家等

- ①平成12年5月31日以前に建築確認済証を取得した空き家等
- ②1年以上居住していない空き家等
- ③相模原市内にある、個人が所有する戸建て住宅
- ④近隣の建物や交通量の多い道路と近接し、周辺に悪影響を与えるおそれがある空き家等
- ⑤次のAまたはBのどちらかに当てはまる空き家等
A：倒れる危険性がとても高い空き家等
B：建築基準法に規定する道路に2m以上接していない敷地にある空き家等

補助金額

次の①～③の金額のうち、
最も低い額

※算出した額に千円未満の端数があるときは、切り捨て

- ①補助対象経費×1/2
 - ②補助対象空き家等の床面積1㎡×国土交通大臣が定める標準除却費
 - ③上限額50万円
- ※補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員全員が非課税者の場合は、上限額80万円

対象者

- ・対象空き家等の所有者
 - ・対象空き家等の所有者の相続人
- ※所有者が共有名義の場合、または相続人が複数の場合は、全ての所有者・相続人から取得した同意書を提出した代表者1名のみ

対象工事

解体業者等が実施する対象空き家等を除却（解体）し、対象空き家等がある敷地を更地にする工事

対象経費

補助対象工事（躯体・基礎・工作物等の除却工事等）に要する費用
※消費税及び地方消費税の額は除く

工事契約前かつ
10月末日までに申請が必要

他にも条件がございます。詳しくは市HPまたは下記担当課までお問い合わせください。

問い合わせ
書類提出先

相模原市 住宅課 空き家対策班 ☎042-769-9817

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所第1別館2階

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時まで



相模原市公式HP▶

相模原市危険な老朽空き家等除却費補助金

手続きの流れ

- ・10月末日までに事前調査の申込、11月末日までに交付申請、1月末日までに除却（解体）工事を完了させる必要があります。また、期限に関わらず予算に達し次第、受付を終了します。
- ・申請者や除却したい空家等が、補助対象に該当するか市に事前確認が必要です。**除却（解体）工事契約前 かつ 事前調査の申込書類をご用意いただく前に、まずはお電話にてお早めにご相談ください。**
- ・**必ず交付決定通知が届いたあとに、除却（解体）工事の契約をしてください。**
交付決定前に除却（解体）工事の契約を締結した場合、補助金の交付を受けることができません。

STEP 1

事前調査 (10月末日まで)

- ・除却工事の契約前に申し込んでください。
- ・除却する空家等が補助対象空家等に該当するか調査します。
- ・調査期間は概ね2週間です。

交付申請 (11月末日まで)

- ・事前調査が完了しましたら、結果通知をお送りします。
- ・補助対象空家等に該当する場合は、交付申請書類を提出してください。
- ・審査期間は概ね1週間です。

書類審査・交付決定

- ・審査が完了しましたら、交付決定通知をお送りします。
- ・交付決定日以降に除却工事の契約をしてください。

STEP 2

工事着手・完了 (1月末日まで)

- ・除却工事着手後、10日以内に着手届を提出してください。
- ・補助対象工事は、交付決定日の属する年度の1月末日までに完了させる必要があります。

実績報告 (遅くとも2月末日まで)

- ・除却工事完了後、工事完了の日から30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

書類審査・ 補助金額の決定

- ・実績報告書類の内容を審査します。
- ・審査が完了しましたら、補助金額の決定通知をお送りします。

STEP 3

補助金の請求 (遅くとも3月末日まで)

- ・補助金額の決定通知を受領後、補助金額の決定通知日から30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに請求を行ってください。

書類審査・ 補助金のお支払い

- ・請求書の内容を審査します。
- ・審査が完了しましたら、1か月程度で指定の口座に補助金を入金します。

